

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 3 月20日
【報告者の氏名又は名称】	兼松エレクトロニクス株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都中央区京橋 2 丁目17番 5 号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋 2 丁目17番 5 号
【電話番号】	03 (5250) 6801 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 岡崎 恭弘
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	兼松エレクトロニクス株式会社 (東京都中央区京橋 2 丁目17番 5 号) 兼松エレクトロニクス株式会社 大阪支社 (大阪市中央区淡路町 3 丁目 1 番 9 号) 兼松エレクトロニクス株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区栄 2 丁目 9 番 3 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注 1) 本書中の「公開買付者」とは、兼松エレクトロニクス株式会社をいいます。

(注 2) 本書中の「対象者」とは、日本オフィス・システム株式会社をいいます。

(注 3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。

(注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注 8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注 9) 本書中の記載において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

日本オフィス・システム株式会社

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3) 【公開買付期間】

平成27年2月5日（木曜日）から平成27年3月19日（木曜日）まで（30営業日）

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成27年3月20日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	875,893（株）	875,893（株）
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 （ ）	—	—
株券等預託証券 （ ）	—	—
合計	875,893	875,893
（潜在株券等の数の合計）	—	（—）

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（個）(a)	20,184
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(c)	—
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（個）(d)	0
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(f)	—
対象者の総株主等の議決権の数（平成26年12月31日現在）（個）(g)	20,903
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d) / (g + (b - c) + (e - f)) × 100) (%)	96.54

（注１）「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（個）(d)」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の２第１項各号における株券等所有割合の計算において府令第３条第２項第１号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

（注２）「対象者の総株主等の議決権の数（平成26年12月31日現在）（個）(g)」は、対象者の平成27年２月６日提出の第33期第３四半期報告書に記載された平成26年12月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、上記四半期報告書に記載された平成26年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（2,091,000株）から同四半期報告書に記載された同日現在の対象者の保有する自己株式数（267株）を控除した株式数（2,090,733株）に係る議決権の数である20,907個として計算しております（なお、対象者の単元株式数は100株です。）。

（注３）「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。

以上